

平成 21 年 6 定 建設常任委員会

服部委員

おはようございます。よろしくお願ひいたします。

年度の初めの当常任委員会ということで、まだ話が煮詰まらない点もあるかもしれませんが、よろしくお願ひいたします。

私の方は、まず、県土整備部の事務分掌にかかわる人事の兼務についてお尋ねしていきたい。その兼務については、保健福祉部との兼務で、海岸における喫煙に関する新たなルールをつくることにおいて、県土整備部から兼務職員が出たことについて、法令上重要な意味があるという観点で伺ってまいります。したがって、この当常任委員会で関係すること、または厚生常任委員会に関係することも出てくるとは思いますが、今私が申し上げた観点で、かなり質問ができると私は思っております。

さて、海岸における喫煙のルールづくりについて、県民の大きな話題となっております。冒頭申し上げたとおり、県土整備部の職員も法令に基づいて関係職員が兼務をされているということで、県土整備部は、所管部ではないけれども重要なかかわりを持っているということを感じております。

今回、そういった条例の検討に当たっては、県土整備部、保健福祉部など各部から職員の方が兼務をしているということでございます。今回の県土整備部の職員の方の兼務については、まず、いつ、どこで決まったのか教えてください。

県土整備総務課長

県土整備部職員を兼務させるという具体的なお話は、5月下旬の段階で、人事課の方から投げ掛けがあったものでございます。

服部委員

その人事当局から投げ掛けがあったということですが、それは口頭ないし文書であったのか、いかがでしょうか。

県土整備総務課長

通常の人事情報の取扱いにつきましては口頭で行われておりまして、今回も基本的には口頭で行われました。

服部委員

伝えられた内容はどのようなものですか。口頭で伝えられたということで、だれが、だれに、どのような内容を伝えたのか、県土整備部はそれを受けた側になるのですか。

県土整備総務課長

5月下旬、先ほど申し上げましたように、人事課の方から私の方に口頭で、相談ということで伝えられてございます。伝えられた内容といたしましては5点ほどございまして、所管は保健福祉部生活衛生課を予定していること、担当課長を配置する予定であること、専任の職員を数名配置する予定であること、それから関係部局の職員を兼務させること、県土整備部の職員には、海岸法に基づく許認可に係る知識などを生かした業務をお願いする予定があることなどでございました。

服部委員

非常に具体的だったわけですね。そうしますと、5点ほど内容があったということで、特に5番目の海岸法に基づくかかわりが、こちらとの接点だと思います。

5番目の海岸法に基づくこちらの業務が、知事側が考えている保健福祉部の所管として、海岸におけるたばこ喫煙防止のルールづくりに関与していくことになったと思うのですが、それについて、専門的な見地を求められ、自らの事務分掌に合致した内容であると判断して受け入れたと思うのですが、その点についての具体的な法令根拠、具体的な事務分掌、今後そのことによって生ずるであろう、かかわりといったことについて、どのような判断をしたのか御説明いただけますか。

県土整備総務課長

今回、兼務をすることになりました各部局の職員でございますけれども、それぞれの部局の所管分野にかかわる所管法令上のポイントを検討するというところでございます。

県土整備部で申し上げれば、先ほどから申し上げましたように、海岸法に基づく許認可が海水浴場でのたばこ対策とどのように関係しているのか、これから検討していくものと理解してございます。例えば海岸法について、詳しくはまた所管の課長がお答えすると思いますが、要するに海岸法の所管事項が、条例の検討の過程の中で、喫煙の施設をつくるかそういうことになった場合に、所管事項と整合性が図れるかどうか、そういう意味で県土整備部の職員を出したものと了解してございます。

服部委員

分かりました。

では、ちょっと確認しておきたいのですが、そういうことで出したということなのですが、地方公務員法の第17条に任命の方法というのがあります。職員の職に欠員を生じた場合においては、任命権者は、採用、昇任、降任又は転任のいずれか一の方法により職員を任命することができますとなっています。これを受けて、神奈川県人事事務取扱規程は、人事異動の種類及び意義として、その第9条に、具体的に、兼任と兼務の意義について記載があります、この中身はもう読みませんが、そこにおける兼任、兼務ということについて、今、総務課長がおっしゃった趣旨ではできかねるのではないかと思いますのですが、この神奈川県人事事務取扱規程第9条を踏まえて、これのどういう根拠に立って、今回、兼務、兼任したのか。

県土整備総務課長

今回、副主幹でございますので、正しくは兼任ということでございます。

服部委員

では、兼任ということは、人事異動の種類及び意義、第9条によると職員を当該職員の職にあるまま、他の職に任命することということなのですが、これについては、施策的に基本的なところがしっかりと受け入れる側、送り出す側との一致というか施策的な結節点がなければ、職員の任命はできないと私は受け止めておりますが、いかがですか。

県土整備総務課長

今回は全庁的な方針ということで、繰り返しの答弁になりますが、海岸法を所管している県土整備部といたしまして、全庁的に今後検討されるだろう海水浴場のたばこ対策につきまして、県土整備部の所管事項との整合が図られるよう兼任について了解した。つまり専門的な分野であります海岸法とこれから検討される対策について整合が図られるかどうかということを検討するため、私どもが兼任することは妥当と了解しております。

服部委員

細かく言うと、将来検討して、兼任することがふさわしい施策的な目的を持って、スタートしたということですね。しかし、今具体的なことは分からない、そういったルールをつくって、そのルールを維持するために必要になってくることは何なのかということは、これから検討するわけですね。だから、予備的な対応によって、事前にこの人事が行われるのだけれども、部内だったら、この予備的な対応があってもよいと思うし、それまでの経験則によって同種類の、また似通ったものがあったりして、その予備的な対応がかなり実効的な対応になる可能性というのは大きいと思います。

しかし、部を越えて人事異動して、具体的に何を検討するのか分からないというところで、その予備的な対応を行うということは、部内での人事異動における予備的な対応と質的に異なる。こうした人事で簡単にやっちゃっていいのか。ただ単に海岸法を所管しているからといって、部を越えた人事が簡単に行われていいのかということについて御答弁をいただきたい。

県土整備総務課長

先ほどから申し上げているように、今回の対策につきましては全庁的な県の方針でございます。いわゆる海水浴場は海岸にかかわりがあります。海岸の環境を整備するという目的から申し上げまして、最初から加わるということについては納得しているということでございます。

服部委員

先ほどから海岸法の見地を求められて、職員を派遣したのだということです。では、その海岸法のどこですか、具体的にどういう内容を指していますか。

県土整備総務課長

現行の海岸法は、平成11年に改正されていまして、従前はいわゆる防護という観点から取組を進めておりましたけれども、平成11年の法律改正によって、1番目に防護、2番目に防護に伴っての環境整備、3番目に、海岸は自由使用で、多くの方が利用されておりますので、利用という、この三つの視点で現在施行されているところでございます。

服部委員

今、県土整備総務課長が、海岸法は県土整備部が所管しているとおっしゃっていますが、海岸法の目的は本当に幅広なんです。しかし、海岸における喫煙防止のルールを作成していくときに、近い将来、議論に上ってくる海岸法と触れ合うところは、海岸法のすべてではないと思うのですよ。海岸法の第何条が、近い将来触れ合う具体的な箇所として浮かび上がってくるのですか。

砂防海岸課長

海岸法では、まず、海岸にいわゆる工作物を設置する、私どもは占用と申していますが、けれども、こういったことが法律の中に定められてございます。それから、また一定行為の禁止という行為も、その法律の中にはございます。例えば、工作物の占用ということでは、例えば、海の家が設置されますと、海の家自体は、海岸のところに設置されますので、これは占用になる。それから、一定行為の禁止というのは、車が海岸に乗り入れてしまう、それから、船舶等の放置が無断で行われてしまう、こういうようなことを禁止しますという形で法律に明文化されているところでございます。

服部委員

私が言っているのは、ちょっとまどろっこしい言い方かもしれないけれども、皆さん方は兼任をした、所管部の保健福祉部と仕事をする職員の方が任命された。先日、自民党の代表質問で知事がお答えされていましたが、海岸における喫煙のルールをつくるというその条例形成の過程で、皆様方の事務分掌としてかかわり合いが出てくるという想定で兼任したわけです。そのかかわりは海岸法だとおっしゃるのだから、今の総括的な御説明は分かりましたが、その中の第何条を指しますか。

砂防海岸課長

まず許可が必要なものについては、委員がおっしゃったとおり海岸法の第7条でございます。それから、一定行為の禁止は第8条の方で明記されてございます。

海岸法とのかかわりで申しますと、これは今後の話でございますけれども、制度の実施段階で、禁煙を仮に呼び掛けるということになりますと、場所を指定する、そうすると看板を設置する、若しくは喫煙所などを海岸に設置するというところで、海岸の占用について当然設置者との協議が必要になってきますので、あらかじめ十分な情報提供を行いながら理解を求めておくということが当然、海岸法からは必要になってくると考えております。

服部委員

県土整備部から兼任で職員をお出しになったわけですから、海岸における喫煙のルールづくりに大いに関係があるということです。現実的に触れ合うことが将来あるかもしれないという可能性で済む話ではない、それを通した施策的なつながりというのは知事にまでつながる一貫したものでなければならぬ。そういう意味では、私は、この間も言ったとおり、個は全体の影である、こういう小さな施策だけれども、知事の考え方について、全体がきちんとした中で、組織化されていなければいけない。それが地方自治法で定めている首長を支える補助員の皆様方の大きな役割だと思います。

そういう意味で、知事が代表答弁で自民党又は公明党に答えた海岸における喫煙のルールをつくるために県土整備部から兼任で職員を出すということについて、ただ知事から指示を受けたからとか、海岸法の所管部局だからといった理由でいいということでは私は済まないと思いますが、いかがですか。

県土整備総務課長

知事の記者会見も同様の発言がございましたが、知事からは、海水浴場を原則禁煙とすることで安全できれいな、また快適な海水浴場として神奈川県海水浴場のイメージアップをしたいということで取り組むものであり、さらに、関係する市町の長からも広域的な取組をしてほしいとの意見があり、県としての広域的役割から神奈川県海水浴場全体のイメージアップを図っていきたいということでございます。

服部委員

それは、全体の施策を理解していくというのは当然であるという意味合いにとらえてよろしいですね。

県土整備総務課長

当然でございますが、全体のイメージをとらえながら、部の所管としてお手伝いをしていくという方針でございます。

服部委員

当然だと思います。

全体を理解して行っていると受け止めました。県土整備部長をはじめ、ありがとうございます。

それで、このルールづくりとのかかわりが海岸法ということなのですが、近い将来、それを踏まえて、県土整備部が果たす役割が出てくるのかこないか、それを議論するために職員を兼任させたわけでございます。

そこで、そういうスタンスに当たる基本を今確認しておきたいと思います。

例えば神奈川県公共的施設における禁煙条例（仮称）検討委員会の第6回の議事録で、知事はこう答えています。屋外では、市町村がポイ捨て禁止条例をやっている。または、あるいは、歩きたばこ禁止条例で規制している。それで、全部屋の室内を禁煙にすると、屋外でたばこを吸ったり、あるいはそれがごみになったり様々な問題が起きてくる。だからどうにか施設の中で絶対に受動喫煙が起こらないような形にするのだと言っております。

このことでございますが、知事は、屋外では、市町村がポイ捨て禁止条例あるいは歩きたばこの禁止条例で規制していくという認識に立っていました。それから、知事は、自民党の佐藤議員の代表質問で、屋外の対策は市町村、室内は県の役割だと言ったのではないかという質問を受けています。何で市町村の責任で、県内市町村が対策を行っているにもかかわらず、県がやるのだということです。その辺の説明がよく分からない。

その辺は、知事は、第6回神奈川県公共的施設における禁煙条例（仮称）検討委員会でも明快に、屋外については、市町村がポイ捨て禁止条例をやっている。あるいは歩きたばこ禁止条例で禁止している。市町村の役割であると言っている。知事は、市町村の役割なのに、意味が分からない形で県が乗り出してルールをこしらえようということについて、議会では二つの政党が異議を申し立てて、代表質問で知事に翻意を迫っているわけです。

県土整備部は、そういう役割の課題があるのに、海岸における喫煙のルールづくりについて、市町村ではなく、県の役割であるとして、人事で職員を兼任させて、人事を発令しているわけなのです。県土整備部として、これをどのように受け止めているのでしょうか。屋外については、地元の市町村の役割という知事の考え方があったわけです。これは議事録としてインターネットに掲載されている。知事は代表質問でも答えている。ところが知事は、今回の海岸における喫煙のルールづくりの話は、神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例での屋外や屋内の話ではないのだというようなことを言い始めた。しかし、それが県民に幅広く浸透するまで、その論理はまだオーソライズされないと思った方がいいと思います。

しかし、その間に、既に皆さん方は兼任で職員を送り出してしまっている。屋外については、地元の市町村の役割だという従来の知事の言動があったのに、知事から言われたら、職員を出さなければいけないということなのではないでしょうか。知事は、屋外は市町村の役割だと言ってきたのに、今回違うことをいっていることについて、皆さん方は、しゅん巡しませんでしたか。それとも皆さんは、県土整備部は、ごみは環境農政部の所管かもしれないけれども、海岸法に基づいた構築物の許可というのは県土整備部の所管事項なので、かかわりがあるのは事実だから問題ないとも思っているんじゃないんですか。

知事が、屋外は地元の市町村の役割だと言ったときには、皆さん方は、その段階ではそうだと思っていたと私は推測するのだけれども、ここに来て知事が、何だか知らないが、今回は県の役割もあるのだと、今まで屋外か屋内かで分けていた知事の発言の基準が屋外か屋内かではなくて、受動喫煙か受動喫煙でないかという非常に抽象的な基準にすり替わってきているということです。いずれにしても、どういうふうに皆さん方は受け止めて兼任を出されたんですか。海岸における喫煙防止のルールの話は、もう皆さんの所管とかかわりがあるということで整理されているのですか。

このことは、わい小化されてはいけない問題です。人事という一つの手続をもって結論が出されたことですから、そのことは本質的な知事の施策と合致していなければいけません。それについて、今、この辺はどうなっているんですか。十分に整理して、そういうものを受け入れないと、兼任の職員が困ってしまうことになると思います。

インターネットにも掲載されている第6回神奈川県公共的施設における禁煙条例（仮称）検討委員会の中で知事は、明確に屋外か屋内で県の役割を分けて話をされている。今度はそうではない。受動喫煙かそうでない喫煙かで分けている。そういうことで今回の海岸における喫煙のルールづくりの話は、県の役目だと知事が言っているわけです。しかし皆さん方は、地方公務員法などに示された形で事務を行っていく必要があるのに、それをきちっと整理をされましたかと聞いているのです。

県土整備総務課長

海水浴場のイメージアップを図るといふ今回の施策は、委員がおっしゃる神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例とは全く違った施策であるということにとらえまして、我々は兼任職員を送り出したということとさせていただきます。

服部委員

さて、海岸法には、海岸保全区域の占用、つまり第7条1項、2項であります、1項は、次のとおりとなっている。「海岸管理者以外の者が海岸保全区域（公共海岸の土地に限る。）内において、海岸保全施設以外の施設又は工作物（以下次条、第9条及び第12条において「他の施設等」という。）を設けて当該海岸保全区域を占用しようとするときは、主務省令で定めるところにより、海岸管理者の許可を受けなければならない。」

そこで、近い将来を想像して、海岸における禁煙のルールを決める際に、どんな検討が必要なのでしょうか。分煙のための施設、機材、器具、構築物が海岸において必要ということでしょうか。

砂防海岸課長

先ほどの答弁に重複するところがございますけれども、仮に喫煙場所を指定することになりますと、そこが喫煙場所ですという看板を海岸に立てるといふことになり、こういった看板自体が海岸の占用に当たることになります。当然そういう観点からも海岸法とのすり合わせが必要となるため、広くこれから検討を行っていきたいと考えています。こうしたことを市町村へ情報提供をする必要もあると思います。

服部委員

早い話が、根拠法である海岸法の第7条に基づく県土整備部とのかかわりは、看板を設置するかどうかというところです。

次に海岸法の7条2項は、「海岸管理者は、前項の規定による許可の申請があった場合において、その申請に係る事項が海岸の防護に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、これを許可してはならない。」となっている。言ってみれば、看板程度の申請がある程度のお話ですが、これを想像してみてください。そんな著しい支障を及ぼすことにつながるような看板の設置など、想像できるのででしょうか。どう思いますか。

砂防海岸課長

看板だけだと、例えば海水浴シーズン、現行では6月下旬から8月下旬、約2箇月半程度の期間です。いわゆる1年を通してそこに設置されているという考え方は持ってございません。ただし、海岸保全区域内に、例えば喫煙場所の周りを、エリアを囲って建物的

に造るというようなケースも考えられますので、こういった場合には、やはり安全かどうかという観点では支障があるかもしれませんので、海岸の占用で、看板だけではなく、構築物も含めて、今後検討しなければならない課題であると考えております。

服部委員

海岸法第7条の2項に書いてある申請について、さっき言ったように看板や施設の申請があるかもしれないが、その程度のものだということです。2項に書いてあるのは、海岸の防護に著しい支障を及ぼすおそれということなのです。海岸の防護に著しい支障を及ぼすおそれということについて、海岸法で防護するのに想定しているものといったら、堤防、突堤、護岸、擁壁、離岸堤、砂浜などハードの施設です。そういう海岸というものを防護していこうということなのです。

そういう著しく支障を及ぼすおそれということと、分煙を想定したような構築物の構築とは、法律の考え方から言ってもかけ離れている。神奈川県が海岸における禁煙のルールづくりを行うために設置する、分煙に必要な灰皿、囲いだとかそういうものは、法律が想定している海岸の防護に著しい支障を及ぼすおそれがあるものではない。こういうことは、日ごろから皆さん方と地元の連携の中で話し合っていけばいいと思います。

だから、知事は、初めは、第6回神奈川県公共的施設における禁煙条例（仮称）検討委員会で言ったとおり、屋外は地元の市町村の役割だということです。海岸における喫煙のルールについて、県が海岸法に基づいて乗り出すような、海岸防護について著しく支障を来すようなおそれのあるという問題は、この喫煙に伴う必要な構築物、備品等に関しては、発生しないです。

したがって、それは日常的な皆様方の庁内の意見交換で済むことであると思います。何のために兼任したのか、その辺の意義が私には不明確なのだということです。お答えください。答えられなかったら、副知事か誰か呼んできてください。

県土整備総務課長

繰り返しになりますが、県の方針として海水浴場のイメージアップを図るという全庁的な取組に対して、それぞれの関係部局が兼任職員を出すということで承知しております。

服部委員

それは、イメージアップのための全庁的な取組というのは、フレーズとしてはきれいなものだけれど、海岸法の法的根拠に合っていないでしょうといているのです。それをどうするのです。法的根拠にも合っていない、海岸のイメージアップのために、大事な人生をかけて入庁されて、公共の利益に生涯を尽くそうという人たちの中のお一人が、法的根拠はどうなんだろうという部分が指摘されているわけです。それをどうクリアするんですか。

砂防海岸課長

海岸防護を含めましていろいろな施設がございます。こういったものに影響を及ぼさないような行為を確認する必要があるがございます。ですから、どんなことをやるのかということは、兼任の職員が行って、そこでどんなことをやるのかというのを、ただ看板を設置するだけで、防護施設に影響を及ぼすとは私も基本的には考えてございません。しかし、実際に立てるところによっては影響があるところもあるかもしれない。そういった意味では、やはり最終的には確認をする必要があると感じております。

服部委員

法律が想定している海岸の防護に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める、そういう

ものはこれを許可してはならないというのは、先ほど言ったとおり、堤防、突堤、護岸、擁壁、離岸堤、砂浜等であり、これらに該当するとは到底思えないのです。

海水浴場というのは、保健福祉部の生活衛生課などに届け出て、海水浴場というエリアができるわけで、また海の家は届出は、土木事務所ということです。そういう日常の事務処理を通じて問題の処理をすればいいわけです。県が乗り出さなくても、支障を及ぼすようなおそれがあるという事態の発生は想像しにくい。海岸における喫煙のルールをつくる上で、海岸法で指摘しているような海岸防護のために必要とするような突堤とか離岸堤とか、テトラポットそういった防護に支障を及ぼすようなものと、結び付くものはありません。この問題をどう整理するのですか。兼任について、どこで、だれと、どういう理由で、どういう話合いがあったんですか。

兼任について話があった時に、県土整備部の所管になじみません、海岸法というのを前面に出したら恐らく駄目です、そういうことを部の考え方として、相手方に伝えるべきです。海水浴場は保健福祉部の生活衛生課、また海の家は県土整備部の土木事務所とかかわりがあるので、そういう関係の中で何かあったら、県土整備部が相談に乗ります。そういう日常の連携を強くしていこうということであれば、分かるのです。今回の住宅供給公社とそれから県の住宅施策との兼務の参事が誕生しているわけですから、兼務というのは現にあるわけです。しかし今回の話は、法律にかなっていないと思います。

県土整備総務課長

委員の御趣旨はよく分かりますが、今までの構造物などの話は我々の想像する話でございまして、これは保健福祉部が検討しているとともに、14市町と関係部局が今月に会合を開くということ聞いておりますが、その中でいろいろな意見が出ると思います。ですから、その中で海岸法にかかわるものもあるだろうし、廃棄物の関係の法律にかかわるものも出てくるだろうし、観光振興の話も出てくるでしょうし、そういうことで兼任職員が参加して検討するというを考えてございます。

ですから、まだこれからの話でございまして、今まで構造物の話や、例えば今後想定されるというものということは、我々の勝手な想像でございまして、まだ議論の中で構造物などの話が出てきているわけではございません。

服部委員

冒頭申し上げたとおり、法律にかなっていない状態になるかもしれないということは、予見性が高いことであると思います。更に言うと避けて通れない、もう目の前に出てくるだろうということです。これから検討するのだということだけれども、このことは問題であると思ったわけです。

しかし、実際に検討してみなければ、具体的な役割がどうなのか分からないということです。これはまた戻ってしまうんだけど、海岸法の第7条で言うような海岸の防護に著しい支障を及ぼすような届出が出てくるとは思えないのです。繰り返しになりますが、この問題をどうするのでしょうか。この法律を違う意味に理解することが可能だったら、その法律の解釈をしてもらうけれども、これはもう読んだとおりです。

角度を変えて、海水浴場の禁煙ということを知事が言っていることに関して、県土整備部との接点という意味で、非常に良い意見が6月29日の神奈川新聞に掲載されておりました。放送大学神奈川学習センター所長が、松沢知事は、まだ禁煙をやるんですかといっています。

その中で、海岸における喫煙に関する新たなルールについて、県土整備部とのかかわりを検討する際に、参考になる次のようなことが掲載されています。海水浴場の禁煙化は無理である。しかし、もし禁煙化するなら、知事はマナー不足の県民を非難し罰則を定める

前に、まず海水浴場の随所に喫煙所を設置すればよい。喫煙が黙認されていた時代と異なり、制限される昨今では、たばこ税は納税者である喫煙者に還元されてしかるべきであろう。たばこ税で喫煙所を造る、そうした施策転換の表明なしに、喫煙する県民の意識改革のみを要求するのは無理があるということです。

したがって、県土整備部がこの事業にかかわるといふことなら、こういう観点で、海水浴場の随所に喫煙所をたくさん設ければいいのです。海岸法で言う支障となる構築物について、矛盾だらけのことを言うのではなく、随所に喫煙所を設けて分煙化に協力するというような身近なところから、県土整備部は取り組んでいく方が良くと思います。

昨年、湘南の海水浴場では、もう既に喫煙所設置について取り組んでいます。知事に言われなくたって地元はやっているのです。そういう砂浜を歩きながらたばこを吸うことのないように、一定の喫煙箇所を湘南海岸に設けたんです。お金が足りないということについては、スポンサーまで付けて、そういうエリアを造ったわけです。

だから、もし県土整備部がかかわるとしたら、海水浴場の生活衛生課などとの関係で、相談に乗るといった取組をすればいいのです。海岸法がこうなっているからなどというから困ったことになるのです。その海岸法について答弁できないではないですか。こういったことを整理してもらいたい。答弁できないところについては、もうマスコミで、先ほど放送大学神奈川学習センター所長のような専門家が指摘しているわけです。こういうことについてはどう考えていますか。

県土整備総務課長

そのときも確認してございますが、委員の御提案の趣旨も含めまして、担当部局の保健福祉部が中心となってこれから検討していくものと思います。よろしく願いいたします。

服部委員

それでは、もうこれで終わりにますが、海岸法との兼ね合いということについては、それを知事がどうクリアしたかというのは、これは知事の責任です。こういうときは、知事を中心として政策会議というものがあるわけです。これに県土整備部長も出席されていますか。

県土整備部長

もちろん私も政策会議のメンバーでございます。

服部委員

海岸法をクリアされていない中で、こういう場において、専門の方がたくさんいる県土整備部の責任者と知事がやりとりをした、全庁的にやったという言葉は、私は、ただのパフォーマンスであって、県土整備部が利用されているのではないかと思います。本来、日常的なところの連携で十分済む話ではないですか。まず、法律にのっとったことをすべきです。そういうような話合いは、知事と県土整備部長との間ではなかったのですか。やむを得ずこれを受けたんですか。

県土整備部長

今回のこの海岸における喫煙に関する新たなルールづくりに関しましては、政策会議でも提案された議案が議論されているし、我々としましては、海岸をきれいに安全で快適な海岸にする。神奈川県海岸全体をそういう海岸にすることは、神奈川県の価値を高める。そういう美しい湘南海岸が禁煙で安全な海岸になれば、その価値も上がるのではないかと、ということで、全庁的に取り組んでいこうということになり、我々もその趣旨に賛成し、兼

任の職員も派遣して、この集中的な取組を検討する機会に我々も参加するというご
ざいます。

服部委員

それは単なる1回の政策会議だったのですか。そのときに、それは何月何日でもいいの
だけども、知事から話があって、県土整備部長はその場で納得した。持ち帰って首脳部
で協議したとかそういうことなく、そういうことは念頭になく知事の指示で決めたのです
か。問題提起しているんですよ、海岸法では説明が付きませんねと言っているぐらい大事
なことを含んでいるのです。

県土整備部長

政策会議で何回議論したかというのは、はっきり申し上げて回数は覚えておりません。
そういう場で提案があって、みんなで議論したことを覚えております。

それから、海岸法に関連して、先ほど課長から答弁しておりますように、これから市町
村を含めて議論していくわけで、この条例を県内全市町村で一斉にやる場合に、どんな施
設を造るのか又は造らないのか、必要ないのか、あるのか、あるいはどこに造るか、どう
いうものを造らなければいけないのか、そういった最初から議論の中に入っていれば間違
った方向には行かないのではないかとということで、我々も海岸を所管している立場から参
加しているということでございます。

服部委員

分かりました。では、そういう全体的なところを把握するために参加していたというふ
うに私は受け止めます。海岸法と海岸における喫煙に関する新たなルールづくりとのかか
わりについて、海岸防護のためのハードの構築物が影響を受ける、支障を来すようなもの
が構築されるということは念頭にないし理解せざるを得ないと思っております。やはり、
海岸法ということではなくて、県土整備部として日ごろの連携を密にしていけばいいので
す。

それで、知事が言っていた屋外については、地元の市町村が連携をとってやっていけば
よいのです。それでなくたって33の市町村の中で、24の市町村がポイ捨て条例を施行し
ているわけですから、既にそういうシステムができているし、ボランティアの皆さん方も
活躍されているし、そういったことを優先して施策に取り組んでいただきたいと要望し、
県土整備部長の答弁を受け入れて終わりたいと思います。